

南大隅町雄川の滝公園の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南大隅町雄川の滝公園の設置及び管理に関する条例（令和6年南大隅町条例第17号。以下「条例」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(開園時間)

第2条 雄川の滝公園及び関連施設（以下「公施設」という。）の開園時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(使用料の返還)

第3条 条例第7条第3号ただし書により使用料の返還を申請する場合は、雄川の滝公園施設使用料返還申請書（様式第1号）を町に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第4条 条例第7条第4号の規定により使用料の減免を申請する場合は、雄川の滝公園施設使用料減免申請書（様式第2号）を町に提出しなければならない。

(入域料の減免)

第5条 条例第11条第4項による入域料の全部又は一部免除は、次に定めるものとする。

- (1) 町内小学校、中学校、高等学校、支援学校（以下「学校等」という。）に在籍する児童・生徒が入域するとき 全額
- (2) 町内にある学校等が授業及び社会見学の一つとして入域するとき（引率者を含む。） 全額
- (3) その他、町長が特に必要と認めたとき。

(入域料減免の手続)

第6条 前条第1号、第2号の規定により、入域料の減免を受ける者は、入域時に各種手帳等証明することができるものを提示しなければならない。

2 前条第2号の規定により、入域料の減免を受ける学校等は、あらかじめ雄川の滝公園学習入域許可申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 町長は、前項の学習入域を許可したときは、雄川の滝公園学習入域許可書（様式第4号）を交付するものとする。
- (2) 学習入域の許可を受けた学校等は、前号の許可書を携帯し、職員の指示に従わなければならない。

(雄川の滝公園における撮影等実施の申込み)

第7条 雄川の滝公園において映像収録、写真撮影（以下「撮影等」という。）を行おうとする者は、雄川の滝公園撮影等実施計画申請書（様式第5号）により、あらかじめ町長に申請をしなければならない。ただし、個人で利用するための撮影等については、この限りではない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の撮影等において雄川の滝公園の使用を許可しない。

- (1) 公園内の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 公園内の自然景観、施設、設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 入域者の安全が確保できないと認められるとき。
- (4) その他、公益上又は管理上必要があると認められるとき。

3 町長は、第1項の撮影等において雄川の滝公園の使用を許可したときは、雄川の滝公園撮影等使用許可書（様式第6号）を交付するものとする。ただし、町長が特に認めたときは、この限りではない。

（公園内でのイベント等実施の申込み）

第8条 雄川の滝公園において地域への集客や滞留性の向上を目的とした事業（以下「イベント等」という。）を行おうとする者は、雄川の滝公園イベント等実施計画申請書（様式第7号）により、あらかじめ町長に申請をしなければならない。ただし、町長が特に認めたときは、この限りではない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項のイベント等において雄川の滝公園の使用を許可しない。

- (1) 公園内の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 公園内の自然景観、施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 入域者の安全が確保できないと認められるとき。
- (4) その他、公益上又は管理上必要があると認められるとき。

3 町長は、第1項のイベント等において雄川の滝公園の使用を許可したときは、雄川の滝公園イベント等使用許可書（様式第8号）を交付するものとする。ただし、町長が特に認めたときは、この限りではない。

（許可の取消し等）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、許可の取消し又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 第3条、第8条第1項に定める申請に偽りがあったとき。
- (2) この規則に定める事項に違反したとき。
- (3) 町の指示に従わないとき。

（損害賠償）

第10条 町長は、次の各号に掲げる行為を行った者に対し、損害の賠償を求めることができる。その額は、次のとおりとする。

- (1) 毀損 修繕額
- (2) 滅失 現物に見合う額

（庶務）

第11条 公園施設の設置及び管理に関する事務は、担当課が行う。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、公園施設の管理及び運営に関し必要な事項は、

町長が定める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。